

菅原道真の地震論と『類聚国史』の地震記事

平成に入って何かと不安の続く中で、同七年一月、阪神大震災（M7.3）、また今年三月、東日本大震災に襲われた。前者が村山首相、後者が菅首相の時に起きたのは、おそらく偶然であろうが、昔の為政者ならば、天災は失政への天譴、と自省したに違いない。

今回の大惨禍を目のあたりにして、私共は震災の歴史も再認識する必要がある。そう考えて、地震関係の史料や研究資料（宇佐美龍夫氏編『日本被害地震総覧』新編補訂版、東大出版会など）を閲覧した。そして忽々に書きあげた拙稿「平安時代にも各地で激発した『大地震』」が、『WILL』六月号に掲載された。

その際、敢て触れなかったが、菅原道真には貞観十二年（八七〇）三月執筆の「地震」論がある。これは方略試（令制高官登用試験）の問題博士都良香が出した策問に対する対策（答案）で、漢文の学力を示すことに主眼がある。とはいえ、この中で次のごとく弁じていることに注目したい（『菅家文章』八、書き下し文で抄出）。

（前略）政、威を以て五行を侮らば、則ち造化或は猶その法を失ふ。（中略）苟くも君臣、道を得れば、則ち陰陽声を呑みて山車輪を転ず。苟くも政教、治を惟はば、則ち：暴虎まさに断ちて必ず断つべし。（後略）

要するに、政治が威勢に任せて五行（命運）を侮れば、造化（天然）混乱して災いをなす。しかし、君臣が道徳に則り、政教が正しく治まれば、陰陽（自然）順調に運び暴虎（惨害）を断つことができるという。このような「天人相関」の思想は、儒教に由来するが、律令官人の政治倫理となっていたことに意味があろう。

この菅原道真が六国史を分類した『類聚国史』は、「祥瑞部」の次に「災異部」を設け、その五に「地震」の記事を集成抄出している。それを見ると、允恭天皇紀を例外とすれば、推古天皇朝から光孝

天皇朝まで三百年近い間に約六五〇回、しかも桓武天皇平安遷都の延暦十三年（七九四）から光孝天皇崩御の仁和三年（八八七）まで僅か八十三年間に約五六〇回（二年平均七回弱）もの地震記録がある。たとえば、清和天皇朝では、在位十八年（八五八―八七六）に毎年合計一九二回（一年平均一〇回強）起きている。とりわけ貞観十一年（八六九）五月二十六日（新暦七月十三日）条の記事は、本誌前号の巻頭言に原文で掲げたが、今回の東日本大震災（M9.0）を彷彿とさせる大地震（推計M8.6）と大津波の猛威をリアルスティックに伝える（原典『日本三代実録』↓『類聚国史』）。

陸奥国、地大いに震動す。流光昼の如く隠映せり。頃く人民叫呼し、伏して立つ能はず。或は屋仆れて死し、或は地裂けて埋瘞す。牛馬駭き奔り、或は相登りて踏む。城郭・倉庫・門櫓・牆壁の頽落し顛覆するもの、その数を知らず。海口は哮吼び、声雷建に似たり。驚涛は湧潮り、浜渚き漲長りて、忽ち城下（多賀城辺か）に至る。海を去ること数十百里、浩浩としてその涯渙を弁せず。原野も道路も愾て滄漠と為れり。船に乗るも、遑なく、山に登るも及び難し。溺れ死する者は千計。資産も苗稼も殆ど子遺無し。

大津波の溺死者千人というのは、今日ならば推定人口比が二十数倍だから二万人以上にものぼる。そこで、二三日後の十月十三日、清和天皇（二十歳）から「責深く予に在り。今使者を遣して恩照を布く。……既に死する者、尽く収殯を加へ、その死する者、詳しく賑恤を崇めよ。……」との詔書が被災地に伝えられている。

ちなみに、平家滅亡直後の元暦二年（一一八五）八月、京畿一帯で大地震（推計M7.4）があった。それを直接体験した鴨長明が、二十数年後『方丈記』を著しその惨状をリアルに描いた上で、「月日かさなり年経にし後は、ことのはにかけて言ひ出づる人だになし」と嘆いている。「天災は忘れられた頃にやってくる」（寺田寅彦『天災と国防』昭和十年）というが、私どもは貞観の記録も今回の記憶も忘れることなく、万一の備えを怠ってはならない。（所 功）